

崎遊協発第195号
2021年7月15日
(本紙含め3枚)

佐世保遊技場組合長
殿
県北遊技場組合長

長崎県遊技業協同組合
理事長 松尾道彦

令和3年度ギャンブル等依存症医療相談の開催について（依頼）

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、見出しの件について長崎県障害福祉課から、ギャンブル等依存に関する問題で悩まれているご本人やご家族等（佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町在住者）を対象とした医療相談を毎月第1火曜日に開催する旨を広く周知するため、別添ちらしを遊技場店内へ掲示し利用者へ案内してほしいとの要請が参りました。

組合傘下店舗の皆様へお知らせくださいますようお願いいたします。

なお、別添のちらしは県遊協組合員専用ホームページ

<http://nagasaki-yukyo.or.jp/>

からもダウンロードできますので、併せてお知らせいたします。

ギャンブル等依存症 医療相談のお知らせ

人が依存する対象はさまざまですが、特定の物質（たばこ、お酒、薬物など）や行為・過程（ギャンブルやぱちんこなど）に対して「やめたくてもやめられない」状態を「依存症」といいます。

依存症になると、飲酒やギャンブルなどを優先し、自分や家族の生活に悪影響を及ぼします。「やめようと思ってもやめられない」「家族に嘘をついてでも行ってしまう」「借金を抱えてしまった」など、ギャンブル等依存に関する問題で悩まれているご本人やご家族等の医療相談を、下記の日時で開催します。

日 時：第1火曜日 14:15～（祝日、年末年始はお休み） 完全予約制 個別相談

対象者：ギャンブル等依存問題で悩まれているご本人及び家族、関係者

会 場：佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ） 佐世保市高砂町5-1

スタッフ：医師・心理士等

主 催：長崎県障害福祉課・佐世保市障がい福祉課

一人で抱え込まずに、ご相談ください

- ・ご家族、関係者だけのご相談もお受けしています。
- ・相談された内容を、相談者の許可なしに他言することはありません。
- ・対象者は県北地区（佐世保市・平戸市・松浦市・佐々町）にお住まいの方で、原則として主治医がいない方に限ります。他疾患で受診されている場合は、主治医の了解を得た上でご相談ください。
- ・相談費用は無料ですが事前予約が必要です。

申込先：佐世保市在住の方：佐世保市障がい福祉課（0956-24-1111）

平戸市・松浦市・佐々町在住の方：県北保健所地域保健課（0950-57-3933）

ギャンブル等依存症医療相談実施要領

- 1 目的 : ギャンブル等依存症への対応は、早期介入から治療、回復までの一連の切れ目のない支援体制（相談・治療・回復支援）が重要であるが、地域によっては依存症に取り組む医療機関が少ないため、専門医及び心理士を派遣し相談を行うことで、適切な治療及び回復支援に結びつける。
- 2 主催 : 長崎県障害福祉課、佐世保市障がい福祉課
- 3 対象 : 県北地域（佐世保市、平戸市、松浦市、佐々町）に在住の、ギャンブル等依存に関する問題で悩んでいる本人及び家族、関係者
- 4 日時 : 毎月 第1火曜日 14:15～17:15（祝日、年末年始はお休み）
完全予約制（相談日の前週、金曜日までの申込が必要）個別相談
- 5 場所 : 佐世保市中央保健福祉センター（すこやかプラザ）
（佐世保市高砂町5-1 TEL:0956-24-1111）
- 6 内容 : 医療相談
 - ・ギャンブル等依存症に悩む当事者及び家族、関係者に対し、依存症に対する正しい知識の提供、適切な治療・回復のための対応についての助言。
 - ・必要に応じ、自助グループや家族会や相談できる場などの情報提供。
- 7 スタッフ : 医師・心理士等
- 8 申込先 : 佐世保市障がい福祉課（佐世保市）
県北保健所（平戸市・松浦市・佐々町）
- 9 その他 : 原則として主治医がいない方を対象とするが、ギャンブル等依存症の場合うつ病などの合併症の治療で受診されている場合もあるため、その場合、主治医の了解を得た上での相談とする。
相談費用は無料